高島:国司制の成立と変遷に関する一考察

《修士論文要旨》

国司制の成立と変遷に関する一考察	ち察
	高島 しょう
本論文では国司制の成立と変遷をテーマとして挙げ、それについて	町氏は天武紀の国境確定事業に重きを置き、国という地方支配の枠組
従来定説と化している大宝令制定期=国司制の成立という事に対して	みが完成するこの時期にその画期を求めている。笹川氏については庚
疑問を投げかける意味で本論を作成した。その問題を考察するにあた	寅年籍の作成によって国宰は令制国司とほぼ同一の官司として軍事権・
り、国司の職掌であった軍事権・財政権の所在というのを明らかにす	財政権・民政権を発揮していたと推測されている。大町・笹川両氏に
ることが出来ないかを考えた。	ついては画期をいくつも求めているわけではなく、一定の時期をもっ
第一章では四人の研究者による見解をそれぞれ区分して見ていくも	て国司制が機能していたと考えられておられる。
のとしている。第一節では黛弘道・早川庄八氏の見解について見てい	第二章ではまず国司と軍事権の関連性について考察している。第一
く。両氏とも多少の違いはあるが、三つの画期を経て国司制が成立し	節では主に軍事権の行使を窺える記事から軍事権とはどのようなもの
たとの見解に至っている。この見解についてはそれぞれの段階で国司	であったかを考察している。軍事権と聞いて思うのは、まず敵と戦う
が有している権限の種類が異なることを留意しておかなければならな	力というのを想定する。実際古代においては対外勢力などと戦う機会
い。国司制の成立を論ずるに際して弩の権限がある時期を成立期と考	もあったために軍事は優先されるべき事柄であった。しかし壬申の乱
える際にいくつか指標を立てなければならないからである。黛・早川	において地方の国司が軍事権を有していたがために乱の情勢というの
両氏の見解から考察すると、特に財政権に重きを置いて考察されてい	は国司の動向によって左右されていたのである。
ることがわかる。	第二節では国司と軍団の関係性について考えている。軍団について
第二節では大町健・笹川進二郎氏の研究について検証している。大 ^(a)	は、そもそもは壬申の乱での経験をふまえ、地方豪族の手中にあった

平成24年度 *文学研究科文化財史料学専攻

61

奈良大学大学院研究年報 第19号 (2014年)

	くと天皇あるいは朝廷の所領であるというのが一般的な解釈である。し
	第二節では田領と関係の深い屯倉について考察している。屯倉と聞
	義する。
	財政権とは、国における大税の収集や出挙の管理を担う事にあると定
(8) 直木孝次郎 『蝨	多岐にわたっており、細かく見ていく必要がある。特に古代における
	の管理することを任務としている。このように国司が関連する職掌は
	収と送付が職掌であったとし、倉廩は穀倉や米倉に限らず全ての官倉
(5)幾貝E養『郡司八〇年	ついて全ての土地の現状を掌握することを任とし、租調は租と調の徴
(4)笹川進二郎「律	桑は農業を推奨する義務であったと考えられる。田宅は、田と宅地に
長制』校倉書言	簿帳はいわゆる戸籍・計帳を作成することを指すものであり、勧課農
(3)大町健「律令钏	権に関するものであると考えられる。それぞれの職掌について、戸口
年リルノーイ	帳・勧課農桑・田宅・租調・倉廩等の職掌については、これらは財政
(2)早川主八「聿へ」二年(初出は一	について考察している。養老職員令において国司の職掌で、戸口簿
(1) 黛弘道「国司制	第三章では国司と財政権について考えている。第一節では主に田領
	れるのである。
注	国司の強力な指揮下に創出した点に、軍団成立の大きな意義が求めら
	政府が思いのままに操る事が出来、様々な目的で使用できる常備軍が
う事を結論とする。	軍の指揮下で征討軍の主力として征討任務にあたったのである。中央
これらの問題から	国司による治安維持活動の実行手段として機能し、戦時下では出征将
出挙の管理を担って	を強く持って成立したと位置づけられている。軍団は平時においては
るとされている。そ	の軍事的保障、そして現行体制維持のための軍事力という二つの性質
かし実状として屯会	軍事力を中央政府側に引き寄せることによって、国司による地方支配

これらの問題から最終的に国司制の成立はいつに求められるかとい言挙の管理を担っていたのは屯倉であるとされている。るの財政権でも大宝令制下以前では、大税の収集やなし実状として屯倉は地方の財政を賄うものとして解釈するべきであ

- 二年(初出は一九六〇年)) 黛弘道「国司制の成立」『律令国家成立史の研究』吉川弘文館 一九八
- 年 年 二 二 古代二 岩波書店 一九七五
- 八〇年*) 笹川進二郎「律令国司制成立の史的前提」『日本史研究』二二〇 一九
- >) 橋本裕『律令軍団制の研究』吉川弘文館 一九九〇年>) 磯貝正義『郡司及び采女制度の研究』吉川弘文館 一九七八年
- -) 八木充『律令国家成立過程の研究』塙書房 一九六八年
- 直木孝次郎 『飛鳥奈良時代の研究』 塙書房 一九七五年

62